

施設等利用給付認定のご案内

施設等利用給付認定とは、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、新制度に移行していない幼稚園等を利用する方が幼児教育・保育の保育料無償化の給付を受けるために必要な認定です。認定を受けるためには、ひたちなか市へ申請が必要です。

※認可保育所、新制度に移行した幼稚園(預かり保育を除く)、認定こども園(預かり保育を除く)、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用する場合は、保育料(利用料)の無償化の対象となるために、この認定を受ける必要はありません。

1. 無償化の範囲・内容

対象となる施設・事業※1	3~5歳児クラス	0~2歳児クラス
① 認可外保育施設		【新3号認定】
② 一時預かり事業		・ひたちなか市に住民登録があり、「保育の必要性※2」の認定を受けた方。
③ 病児保育事業	【新2号認定】 ひたちなか市に住民登録があり、「保育の必要性※2」の認定を受けた方。	・非課税世帯の児童
④ ファミリー・サポート・センター事業	↓ ・保育料が無償化の対象。 ・上限額：月額 37,000 円	↓ ・保育料が無償化の対象。 ・上限額：月額 42,000 円 ※課税世帯の児童は対象外。

※1 市区町村が無償化対象と認める施設や事業が対象です。対象施設・事業の一覧は、市区町村のホームページ等よりご確認ください。

※2 「保育の必要性」については、2ページをご確認ください。

2. 無償化にならないもの

通園送迎費、給食費、行事費、教材費等の実費として徴収される費用

3. 申請に必要なもの（児童一人につき一式必要）

- ①施設等利用給付認定申請書
- ②保育の必要性を証明する書類（両親分）
→2ページをご確認ください。

※ひたちなか市幼児保育課に直接提出する場合は、③と④をあわせてお持ちください。

③児童本人・両親分のマイナンバーカードまたは個人番号がわかる書類

④保護者または代理で申請する方の本人確認書類（顔写真付き）

【個人番号がわかる書類】

- ・個人番号通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し



4. 保育の必要性について

無償化の給付を受けるためには、利用開始前に保育の必要性の認定が必要です。保育の必要性の認定は、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事由	条件	提出書類	注意事項
① 就労	月64時間以上の就労の方に限ります。（通勤時間は含みません。）	企業にお勤めの方 ・就労証明書	・就労先が作成した就労証明書が必要です。 ・提出日時点で作成日から3ヶ月以内のものが有効となります。
	※産休・育休中の方は、就労を理由とする認定はできません。 ※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない（県基準最低賃金未満）労働や、家業の手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは認められません。	自営業・農業・業務委託の方 ・就労証明書 ・事業の内容やお店の運営を確認できる書類	・自営業等を営む方の就労証明書は本人が作成してください。 ・自営業協力者の方の就労証明書は自営業主の方が作成します。 ・事業の内容等を確認できる書類について、詳しくは就労証明書の裏面をご確認ください。
	内職の方 ・就労証明書 ・発注伝票、賃金明細書	内職の方の就労証明書は本人が作成してください。	
② 育児休業	申請児童が4か月以上前から継続して施設・事業を利用しておき、引き続き利用が必要と認められる場合。	・就労証明書	・育児休業期間と復職日の記載が必要です。 ・個別に判断が必要となるため、児童保育課にご相談ください。
③ 妊娠・出産	出産の前後（出産予定月を含む2か月、産後2か月）である場合。	・妊娠証明書または母子手帳母子手帳の表紙及び分娩予定日がわかるページの写し	・認定期間は、産後の2か月までの最大4か月です。
④ 疾病・障害	保護者の疾病や負傷、心身の障害により児童の保育ができない場合。	疾病等による療養が必要な方 ・診断書 心身の障害がある方 ・各種手帳等の写し	・診断書は作成から1か月以内のものが必要です。 ・療養を要する期間および療養期間中に家庭保育が不可能な旨の記載が必要です。
⑤ 介護・看護	家庭内外に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者がいつも看護等にあたっている場合。	・介護・看護状況申告書 ・看護が必要な方の診断書または各種手帳等の写し	・診断書は作成から1か月以内のものが必要です。
⑥ 求職活動（起業準備を含む）	求職活動や起業準備などを行っている場合。	・求職活動等状況申告書	・認定期間は1年度中に合計3か月です。 ・ハローワークに登録している方は、受付票の写しを添付してください。
⑦ 就学	就労の条件に準じます。	・在学証明書 ・カリキュラム等	職業訓練校等における職業訓練を含みますが、通信等による自宅での資格取得等は認められません。
⑧ その他	その他、上記以外の理由により児童の保育ができない場合。		

【雇用形態が自営業・農業・業務委託の方】

以下のいずれかの書類の写し等（就労証明書に記載された本人氏名が確認できるもの）をご提出ください。提出が望ましい順にAからDまで区分を設定しています。

雇用形態	A	B	C	D
自営業主 (個人事業主) ※農業、業務委託を含む	・確定申告書	・開業届 ・営業許可証	・請求書、納品書 ・領収書 ・仕入れ伝票	・事務所やお店のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺など
自営業専従者 家族従業者 ※農業、業務委託を含む	・確定申告書	・青色事業専従者給与に関する届出書 ・源泉徴収票 ・給与支払報告書	・給与支払い明細書 (雇用主が発行) ・給与が振り込まれた通帳のコピー	・事務所やお店のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺など

5. 申請期間

- 令和8年4月分から無償化の給付を受ける場合 : 令和8年3月9日（月）まで
- 令和8年5月分以降から無償化の給付を受ける場合 : 認定を受けたい月の前々月26日から前月25日まで

認定開始希望月		申請期間			
令 和 8 年	5月	令和8年3月26日（木）	から	令和8年4月27日（月）	まで
	6月	令和8年4月28日（火）	から	令和8年5月25日（月）	まで
	7月	令和8年5月26日（火）	から	令和8年6月25日（木）	まで
	8月	令和8年6月26日（金）	から	令和8年7月27日（月）	まで
	9月	令和8年7月28日（火）	から	令和8年8月25日（火）	まで
	10月	令和8年8月26日（水）	から	令和8年9月25日（金）	まで
	11月	令和8年9月28日（月）	から	令和8年10月26日（月）	まで
	12月	令和8年10月27日（火）	から	令和8年11月25日（水）	まで
令 和 9 年	1月	令和8年11月26日（木）	から	令和8年12月25日（金）	まで
	2月	令和8年12月28日（月）	から	令和9年1月25日（月）	まで
	3月	令和9年1月26日（火）	から	令和9年2月25日（木）	まで

※遡って認定を受ける（無償化の対象となる）ことはできません。

※原則、毎月1日からの認定になります。（例：4月28日申請 → 6月1日認定）

6. 提出先

ひたちなか市幼児保育課または在園中の認可外保育施設

※施設の指示により市に直接提出する場合 → ひたちなか市役所 第3分庁舎1階 幼児保育課
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

※市外の施設を利用する方は、市に直接ご提出ください。

7. 申請後の流れ

申請内容の確認

- 申請書類を市で確認します。

※必要に応じて、市から保護者の方や就労先に保育を必要とする状況等を確認することがあります

▼

- 「施設等利用給付認定通知書」をご自宅へ郵送します。

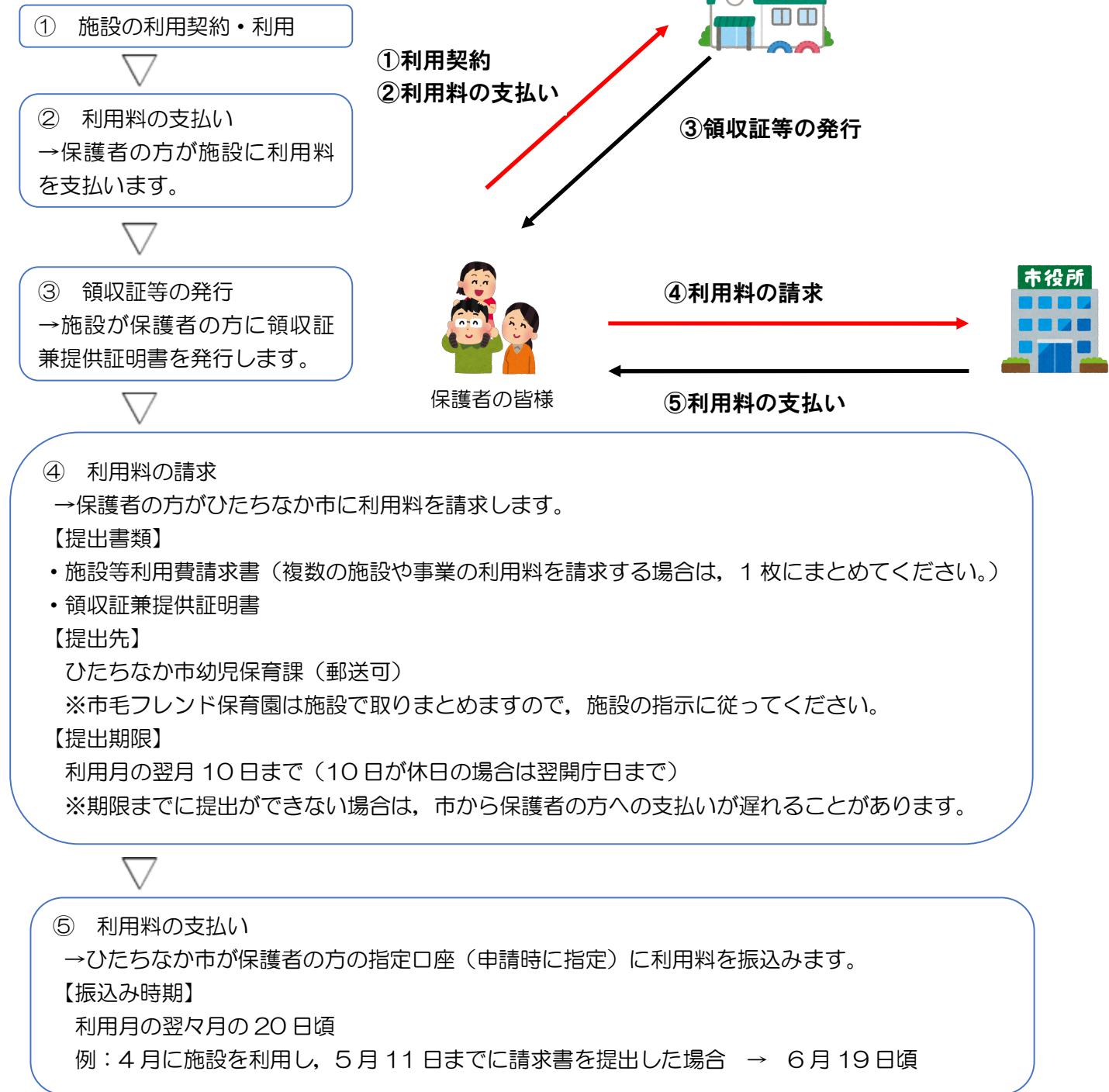
※認定要件に該当しない場合は「施設等利用給付認定申請却下通知書」をお送りします。

▼

施設の利用契約・利用

- 利用方法や利用料は、施設にお問い合わせください。

8. 請求の流れ



※ベルワンキッズ保育園は、請求の流れが異なります。（施設が保護者の方に代わって市に無償化分の利用料を請求するため、保護者の方には、無償化の上限額を越えた分の利用料を施設にお支払いいただきます。）

9. その他（認定を受けた後に必要な手続き等）

- 就労状況（退職、転職）や家庭状況（婚姻、離婚）等に変更があった場合は、届出が必要です。
- 保護者の方の退職により、就労認定から求職活動認定に変更になった場合の求職活動認定期間は、2か月間です。
- 保育の必要性がなくなったことを申し出ず、無償化の給付を受けていたことが判明した場合は、全額返金になります。
- 年に1度、保育の必要性を確認するために、就労証明書等の保育の必要性を証明する書類をご提出いただきます。

〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号
子ども部福祉事務所幼児保育課

Tel: 029-273-0111(内線 27225, 27226)
Fax: 029-272-2940